

第百四十三回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 三 号

平成十年十月十三日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 坂井 隆憲君

理事 平林 鴻三君 理事 宮路 和明君

理事 山本 公一君 理事 古賀 一成君

理事 葉山 峻君 理事 榎屋 敬悟君

理事 佐藤 茂樹君

安倍 晋三君 大石 秀政君

佐田玄一郎君 桜井 郁三君

滝 実君 平沢 勝栄君

藤本 孝雄君 宮島 大典君

持永 和見君 森 英介君

矢上 雅義君 川端 達夫君

桑原 豊君 近藤 昭一君

松崎 公昭君 白保 台一君

富田 茂之君 西村 章三君

穀田 恵二君 春名 真章君

島山健治郎君

出席国務大臣

自治 大臣 西田 司君

出席政府委員

警察庁生活安全 局長 小林 奉文君

自治大臣官房長 嶋津 昭君

自治省財政局長 二橋 正弘君

委員外の出席者

参議院議員 木村 仁君

参議院議員 松村 龍二君

参議院議員 興石 東君

参議院議員 照屋 寛徳君

参議院議員 高橋 令則君

参議院議員 岩瀬 良三君

参議院議員 地方行政委員会 専門員 蓼沼 朗寿君

委員の異動

十月八日

辞任 中野 正志君

補欠選任 安倍 晋三君

十月十三日

辞任 石橋 一弥君

補欠選任 森 英介君

同日

辞任 西川 公也君

補欠選任 大石 秀政君

同日

辞任 藤井 孝男君

補欠選任 佐田玄一郎君

同日

辞任 保岡 興治君

補欠選任 矢上 雅義君

同日

辞任 近藤 昭一君

補欠選任 木部 佳昭君

同日

辞任 佐田玄一郎君

補欠選任 藤井 孝男君

同日

辞任 桜井 郁三君

補欠選任 西川 公也君

同日

辞任 森 英介君

補欠選任 石橋 一弥君

同日

辞任 矢上 雅義君

補欠選任 保岡 興治君

同日

辞任 近藤 昭一君

補欠選任 木部 佳昭君

同日

辞任 佐田玄一郎君

補欠選任 藤井 孝男君

同日

辞任 桜井 郁三君

補欠選任 西川 公也君

外十六件(徳島県那賀郡木沢村大字木頭字広瀬五の三木沢村議会内西山一意外十六名)(第二五九号)

過疎地域の活性化のための新立法措置に関する陳情書(長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷二三七六小値賀町議会内江川六一郎)(第二六〇号)

個人住民税及び法人事業税等の地方税の改正に関する陳情書外二件(鳥取市東町一の二二〇鳥取県議会内藤井省三外二名)(第二六一号)

地方税財源の充実と自治体による課税自主権の拡大に関する陳情書外一件(福岡県大牟田市有明町二の三太牟田市議会内那須俊春外一名)(第二六二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

当せん金付証券法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第八号)

○坂井委員長 これより会議を開きます。

参議院提出、当せん金付証券法の一部を改正する法律案を議題といたします。

発議者から趣旨の説明を聴取いたします。参議院議員松村龍二君。

当せん金付証券法の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)

○松村参議院議員 ただいま議題となりました当せん金付証券法の一部を改正する法律案につきまして、発議者を代表して、その提案理由と要旨について御説明申し上げます。

この法律案は、当せん金付証券に係る委託業務

に競争の確保を図り、透明性の向上に資するため、受託金融機関の範囲の拡大、地方公共団体が行う検査の拡充等を図るとともに、当せん金付証券を取り巻く厳しい環境を踏まえ、当せん金付証券の発売方策の改善を行うほか、所要の規定の整備を行うとするものであります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一は、受託金融機関の範囲の拡大及び委託事務の再委託の透明性の確保に関する事項であります。

まず、都道府県知事または特定市の市長は、当せん金付証券の発売等について、銀行その他政令で定める金融機関にその事務を委託して取り扱わせることとしております。

次に、当せん金付証券の発売等の事務の委託を受けた銀行等は、都道府県知事または特定市の市長の承認を得て、当該委託を受けた事務の一部を再委託することができ、これを明確にするとともに、都道府県知事または特定市の市長は、承認基準を作成し、公表しなければならないこととしております。

第二は、受託金融機関に対する都道府県知事または特定市の市長が行う検査の拡充に関する事項であります。

まず、都道府県知事または特定市の市長は、職員をして、その委託業務に関し、少なくとも年三回、受託銀行等の営業所または事務所に立ち入り、帳簿その他の関係書類を検査させることとしております。

次に、都道府県知事または特定市の市長は、特に必要があると認めるときは、委託業務に関し、

当該職員以外の者で監査に関する実務に精通しているものに検査させることができることとしております。

第三は、販売方策の改善に関する事項であります。

まず、加算型当せん金付証券の発売のため、所要の規定の整備を行うこととしております。

次に、当せん金の最高金額の倍率の制限を、原則として証券金額の二十万倍以内とし、自治大臣が世論の動向等を勘案して指定する当せん金付証券について、証券金額の百万倍以内とすることとし、そのうち、加算金のある加算型当せん金付証券については、その二倍の二百万倍以内とすることとしております。

最後に、郵政省の任務として受託銀行等から再委託された当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払いまたは交付に関する業務を加える等所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、当せん金付証券法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○坂井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○坂井委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松崎公昭君。

○松崎委員 この法案の改正は各党の共同提案ということでございますので、私も提案者の一部ということで聞かせていただきます。

いわゆる宝くじ法案でありますけれども、いろいろな意味で歴史のある、そしてまた今特に財政の厳しいところ、全国の自治体が大変財源難の中でこの二年ほど大分売り上げが下がっている、いろいろな原因があるのだと思いますが、その辺で今回は、売り上げ増加、それから、売り出されてはいないいろいろな場所があるのでそれを広げてほしい、そういう意図に感じております。

まず、きょうは大臣もお見えでございますので、今回の法律改正を受けて、特に近いところ、昨年でしょうか、第一勧銀の不正融資問題、その第一勧銀が一手に引き受けてしまったことによりまして、国民に對してしましても、この辺が不安あるいは非常に不信感を生んだ、その辺のことも今回の改正の中に含まれていないのではないかと思っています。

健全な運営を行っていく必要がさらにあると思いますが、今回の法律改正を受けて、大臣の決意、その辺をぜひお聞かせをいただきたいと思っています。

○西田国務大臣 今回の法改正によりまして、受託業務の競争それから透明性の確保、不正の未然防止の徹底など、受託業務の一層の改善が図られるものと考えておるところでございます。

また現在、宝くじの発売額は二年連続をいたしましてマイナスという厳しい環境の中にあります。最高限度額の引き上げや新種の宝くじの導入、さらに発売空白市町村の解消が図られることは、国民の多様な要望にこたえ、宝くじの魅力の増大を通じて地方財源の確保に資するのではないかと考えております。

今回の法改正の趣旨、内容を十分に踏まえまして、所管省庁として、国民世論の動向等に配慮しつつ、宝くじのより一層の健全な発展を図るため、適切な制度の運用に努めてまいりたいと考えております。

○松崎委員 趣旨は大体わかったわけでありまして、けれども、少し各論に入ります。時間もありませんので、簡単に御質問を申し上げます。

今回、今大臣のお話の中にもありましたように、最高限度額を引き上げることになった。これは欧米では、天井のない、どんどん上がっていくというふうなこともあるようでありまして、けれども、日本の今回の改正でも幾つかかなり思い切った倍率にされた。いわゆる新しく導入を考えていらっしゃるロト、これなんか、繰り越しをやりまして、二百万倍といいますが大体百円で二億

円と、今までにない大きな形でありますけれども、この辺の基本的な、上げた考え方、それと欧米との関係、そしてまた新種のロト、これを導入した理由、この辺もあわせてお聞かせしたいと思います。

○興石参議院議員 宝くじの最高限度額引き上げに對する基本的な考え方はどうか、こういう御質問だと思えますが、現在、当せん金付証券法においては、当せん金の最高賞金につきましては証券の二十万倍までとされております。例えば一枚三百円のジャンボくじの一等賞金は六千万円までとなっております。

今回の最高倍率を引き上げることとした理由でありますけれども、一つには、現行の最高倍率は昭和六十年以来十四年間も据え置かれていた状況にあること。

また、宝くじの購入者からも最高賞金額の引き上げを求める声が強まっております。世論調査によりますと、一等賞金額の希望額について、一億円以上を望む者の比率は、昭和六十一年時点では九〇程度でありましたけれども、平成七年度時点では三〇・一％と大きく伸びているという状況です。

さらに、全国知事会、市長会、町村会等の地方団体からも、宝くじをめぐる発売環境が厳しい中にありますので、その発売額を確保するために最高賞金額の引き上げの要望等がなされていること等を踏まえまして、国民の宝くじに対するニーズにこたえ、健全な娯楽として定着している宝くじの魅力を引き上げ、その一層の発展を図る観点から、最高限度額の引き上げを行おうとしたものであります。

○松崎委員 先ほどちょっと御質問したのですけれども、ロトというのは初めてのことだということでございます。この辺も、実は私は宝くじを買ったことがないので、協力していいということとでこの前怒られてしまったのですけれども、何となく買う気がなかったのですが、この新しいものはその気持ちを起こさせるのかな、そんな感じ

はしておりますけれども、ロトというものを説明していただいて、そして、なぜ導入したかということもお聞きをしたいと思っております。

○興石参議院議員 ロトの導入の理由と、ロトというのはどういうものか、そんな御質問かと思っております。

私もこのロトを買ったこともないし、日本でまだ入っていないという状況ですので詳しくはわからないわけですが、ロトというのは、数十個の数字の中から五、六個の数字を選択しまして、それが抽せんされた数字と全部合致していれば一等、一つ欠けていれば二等というふうに、そんなにくじの中身のようなものであります。

さらに、ロト導入の理由についてであります。宝くじに関する世論調査を見ますと、宝くじのイメージとしては、夢がある、明るい、庶民的だ、そんな答えが返ってきますし、国民の大多数はそういうイメージでとらえておりますけれども、反面、スマートとか新しいというイメージに欠けている、二割程度しかそういうイメージを持っていないという状況にもあります。

一方、近年の宝くじの発売状況を見ますと、ジャンボくじを初め最初からくじ引きの組と番号が決まっている普通くじの売り上げは、先ほど大臣からも御答弁がありましたように、ここ二年連続落ち込んでいるという中で、我が国でも平成七年四月から全国で発売されていますナンパズは、自分で数字を選択していきけるという参加型くじということや新しいイメージということもあつてでしょうか、その売り上げが若干ずつではありますけれども伸びている状況にあります。

さらに、諸外国においても、例えばイギリス、ドイツでは売り上げの七割程度、アメリカ、フランスでは三、四割程度をロトが占めている状況にあります。

今回新型宝くじであるロトを導入することとしたのは、このような状況を踏まえまして、常に宝くじを国民のニーズにこたえたものとし、その魅力を高めるとともに、先ほど大臣からも御指摘が

ありました地方の財源確保にも資することができ
るようになるものであります。

なお、宝くじの収益金は、平成八年度は三千九
十八億円になっているというふうなことも聞いて
いるわけですが、これは今盛んに話題になってお
りますたばこ税、三千八百億にも匹敵する貴重な
地方の財源にもなっているという事実であります。
以上です。

○松崎委員 ありがとうございます。

今回の改正の中で、販売体制を拡充するという
中で、特に郵便局を中心しながら空白区であり
ますところを広げていきたい、そういうことであ
りました。

サッカーくじなんかは今度はコンビニとか、今
もうコンビニで宝くじを売っているわけでありま
して、いろいろな方法があるわけですからけれども、
その中で、なぜ特定郵便局を中心とした郵便局を
この空白区の拡充の一番のターゲットにしたの
か、そういう理由をお聞かせください。

○奥石参議院議員 空白市町村を解消していくた
めに、なぜ郵便局を取り上げたか、その理由はとい
う御質問であります。

現在、宝くじの売りさばき場所のない市町村、
いわゆる売り場空白市町村というのは、全国で千
二百八十七市町村というふうなことが言われ、約
千三百団体と承知をしているところでありませ
けれども、今回の法改正におきまして、国民の間で
健全な娯楽として定着しております宝くじをより
国民の身近なものにするために、そうした売り場
空白市町村においても身近に宝くじを購入できる
ように、郵便局で宝くじの売りさばき及び当せん
金の支払い等の業務が行えるものとするものであ
ります。

なぜ郵便局を選んだのかということでありませ
けれども、売り場空白市町村の解消に郵便局を活
用することとしたのは、御案内のよう
に、郵便局は全国三千二百三十二のすべての市町
村に設置されていること、過疎地を含め、現在の

売り場空白市町村をカバーできるといことが一
つであります。

また、郵便局は地域住民にとっても身近な存在
であり、明るく庶民的という宝くじのイメージに
合致しているのではないかとという理由で郵
便局を選定させていただきました。

○松崎委員 ありがとうございます。

そうしますと、聞いてみますと、どうも特定局
を中心しながら千六六カ所ぐらいふやすのでは
ないかということですが、実は、最近こ
の特定局に対する強盗事件が非常に多いわけだ
ね。最近の犯罪、特に金融関係の犯罪の中でも、
銀行よりも郵便局が、平成九年でいいますと、銀
行が二十四、郵便局が六十五、その中の約半分以
上が特定郵便局に集中しているという強盗事件が
多いわけでありませう。

ですから、わずかなお金かもしれないけれど
も特定郵便局にお金がある、そうなりますとね
られる頻度が高くなるのではないかとということ
で、郵政省は専従の警戒員を置くというよう
なことも言っております。これもかなりお金をかけて
郵政省そのものが特定局を警戒するということ
でありますけれども、ここで一言警察庁の方にお聞
きしたいのは、こういう金融犯罪、あるいは特に
宝くじから急にふえるかどうかわかりませんけれ
ども、そういう可能性がふえるわけでありませ
で、特定局に対する警戒としての警備に対する考
え方がありましたらお答えをいただきたいと思
います。

○小林(春)政府委員 特定郵便局におきまして宝
くじが販売されることとなる場合に、そのこと
によって強盗事件等の犯罪の発生が増加するかと
かについては、予測することは実際上困難だと思
います。

警察におきましては、従来から特定郵便局に対
しまして、立ち寄り警戒を行うとともに、警戒員
の配置、非常通報装置、防犯カメラ等の防犯設備
の整備充実など、防犯体制の強化について指導
し、また適宜共同して防犯訓練をも実施している

ところでございます。今後も一層、郵便局と連携
した所要の防犯措置を講じ、強盗事件等の未然防
止に努めてまいりたいと考えております。

○松崎委員 ありがとうございます。

ただ、今回の宝くじの販売の拡充が郵便局に集
中していくおそれがある。金融機関を広くオーブ
ンにしたわけでありませうけれども、信金等も簡単
には、ノウハウがないわけですから、そうすると
郵便局に集中するとなると、いろいろちまた
では、どうも郵政族の方々のためになるのではな
いかみたいな話もございませうので、その辺はしっ
かりと、国民全体に公平になるのだということも
含めまして、それから第一勤銀の問題もありまし
たので、きちんとした運営をしていただきたいと
思います。

ありがとうございます。

○坂井委員長 次に、春名真章君。

○春名委員 日本共産党の春名真章です。
まず、自治大臣にお伺いしたいと思ひます。昭
和二十九年二月十二日の閣議決定について伺
いたいと思ひます。

自治大臣は、参議院の質疑で、この決定があ
たかも変更、廃止されたかのような発言をなさ
ておられます。しかし、この閣議決定は現在も生
きている、有効だと私は思ひますけれども、いか
がでしょうか。

○西田国務大臣 今御指摘のように、昭和二十九
年二月の閣議においてそのような決定がございま
したが、昭和六十一年の法改正の際の閣議にお
いて、地方財政の当時の現状及び国民世論の動向等を勘
案いたしまして、引き続き国民世論の動向等に配
慮しつつ健全な宝くじ運営を進める旨の自治大臣
発言を閣議で了解しておるところでございます。

そういうことからいたしまして、昭和二十九年
の閣議決定の趣旨は私は変更されたものである、
このような理解をしておるところでございます。

○春名委員 二十九年二月の閣議決定が何かとい
うことを初めて言いますので言っておきますけれ
ども、この閣議は、「戦後における経済の実情に

即応し、浮動購買力の吸収と政府及び地方公共団
体の財政資金調達のための特別の措置として暫定
的にこれを実施することとしたものであつて、そ
の性質上、経済の正常化に伴いなるべく早い機会
に廃止せらるべきものである。」という決定な
んです。そして、まず政府宝くじをやめるので
すけれども、「地方宝くじの発売は、地方財政の
現状その他の事情にかんがみ、当分の間、これを
継続するが、今回の政府宝くじ廃止の趣旨に則
り、将来適当な機会においてなるべく早く全廃す
ることを目標として、運営すべきものとする。」
これが正式な閣議決定であります。

今大臣がおっしゃった昭和六十一年二月の自治大
臣発言は、そういう全廃することを目途として運
営すべきものとする旨の閣議決定がなされている
ところであるが、今回の改正は、地方財政の現状
及び国民世論の動向等を勘案して行うものであ
り、引き続き国民世論の動向等に配慮しつつ健全
な宝くじの運営を進めてまいりたいという発言
を、昭和六十一年に自治大臣がされていというこ
とを引用されたのだと思ひます。

ただ、この昭和六十一年の自治大臣の発言を読み
ますと、昭和二十九年の閣議決定を変更するとか
廃止をするとかという中身は一切ありません。こ
れを前提にするが、しかし経済の動向等もあるの
で当面は運営を進めてまいりたいという発言でござ
いますので、昭和二十九年の閣議決定が廃止を
されたという事実は私はないと思ひます。それを
証拠に、自治六法の中にもこの閣議決定しか出
てまいりません。今も生きています閣議決定とい
うことで出ています。変更されたのではなしに、
生きているということをお私に確認したいわけであ
ります。

○二橋政府委員 経緯は、今の委員の御質疑、そ
れから大臣の先ほどの御答弁のとおりでございま
す。

ただ、六十一年というのは、二十九年の閣議決定
を前提にしてという発言にはなっておりませ
で、それはもちろん紹介をされた上で、今回の改

正は地方財政の現状、国民世論の動向等を勘案して行うものだというふうに大臣が発言されて、それが閣議で了解されておりますので、二十九年の閣議決定についてはそういう意味で趣旨の変更があったというふうに御理解をいただきたいと思います。

○春名委員 しつこく聞いて申しわけないですけども、根本的な認識の問題です。

臨時、暫定的な措置として浮動購買力を吸収するためにこういうものを導入したけれども、将来はそういうものに頼らないで健全な財政運営をすべきであるということを閣議決定し、将来できるだけ早く廃止をすべき対象であるということが正式な決定なのですね。それを廃止するのであれば、閣議決定を廃止しなければなりません。そんなことはやっておりません。私は、その認識が非常に大事ではないかと思っております。訂正したとか変更したという事実はない。

昭和六十年のこの発言も、いいですか、全廃することを目的として運営すべきものとする旨の閣議決定がなされております、今回の改正は、引き続き国民世論の動向に配慮し健全な宝くじの運営を進めてまいりたい、地方財政の現状もありますのでということで発言をされているだけなのです。だから、もちろん廃止をするという閣議決定は前提にしつても、しかし今すぐにはできないということであろうという発言がされているのだからと私は思うのです。

その自治大臣の認識を正確に聞いておきたいということで私は発言をしているわけでございまして、大臣の御認識をもう一度お聞きをしたいと思ひます。

○西田国務大臣 先ほどもお答えをいたしましたように、六十年で、その当時の地方財政のあり方、あるいは国民の世論、そういうものを考えて閣議了解をしていただくわけですから、私は、二十九年の閣議決定というものに束縛されることはない、こういう理解をしておられるということではないです。

○春名委員 いや、それは大問題ではないですか。閣議決定に束縛されないというのですか。

閣議決定はされていて、それが正式な決定であるということ、自治六法にもきちっと載っております。それは束縛されない、もう変わったのだと言われる自治大臣の発言、それであるならば、閣議決定そのものを廃止するということを決めて、新しい閣議決定をしななければならないのではないですか。そういう大問題ではないかと私は思っているのですけれども、大臣、そうじゃないですか。そういう発言をされているのでしょうか。

○西田国務大臣 いろいろ解釈や理解の違いはあると思いますが、私は、そのことによつて、それでは昭和六十年から今日までどういう状況であつたかということなどを考えてみますと、さほど、あなたが御指摘されるような重大な問題だとは理解をいたしておりません。

○春名委員 重大な問題かどうかということではなくて、閣議決定というのはそれだけ軽いものなのですかということをお聞きしているわけでありまして、そういう問題提起をさせていただきたいと思ひます。

提案者にお聞きをしたいと思ひます。当然ながら、私はこの閣議決定の存在を前提に法改正をされているものと思つております。

しかし、改正案は、全体として宝くじ事業を拡大する方向で内容になっておりますね。「将来適当な機会においてなるべく早く全廃することを目途として、運営すべきものとする。」という趣旨の方向での改正ではないのかと思ひますが、提案者の皆さんはその点をどのように考えられてこの改正を提案されたのか、お聞かせください。

○木村参議院議員 お答えいたします。

昭和二十九年の吉田内閣時代の閣議決定、そして昭和六十年の自治大臣発言による閣議了解、こういう経過を経て現在宝くじが運営されていることは十分承知をいたしましてこの法律案を提案さ

せていただいたのでございますが、昭和二十九年以来、なるほどそういう閣議決定のもとではございましたけれども、宝くじというのは非常に国民に愛され、親しまれ、そして国民の夢をはぐくむ、そういう役割を果たしてきました。今はやっておりますけれども、昔は楽しく、抽せん会があつて由美がおるさんみたいな俳優が出てきたりして、非常に国民に親しまれる。

その反面、アメリカと違って、宝くじを買い過ぎて一家離散、夜逃げ、首つり、そういうようなことはほとんど日本では起こっておりませんので、非常に健全なやり方で地方財政の現在でいけば三千億という非常に貴重な財政を支え、それでいろいろないい仕事ができる、そういうやはり時代の変化を踏まえながら昭和六十年のあの発言である、こういうふうな理解をいたしまして、今、これが魅力がなくなっていくとかあるいは販売額が現に減っていくということに対処するためこの法案をさせていただいたわけでございます。

○春名委員 これからも地方財政の財源としてまします、もうどんどん依存していこうという立場に立つてこれを検討されていくのか、そうではなくして、将来的にはなくしていく方向の立場に立つてこれを検討するのか、天地の差があるのですよ。だから私は問題提起をしているわけでありまして、そういう方向に依存すべきではないというのが正式な閣議決定なんです。そのことを私は指摘をしておきたいと思ひます。

もちろん、一挙にゼロにするような改正はできませんし、今、愛好者がたくさんいらつしやる。私もよく知っております、買ったこともありまます。それはよく知っております。しかし、その点ではこれから何度の改正というのはあり得ると思ひます。それも否定しません。だけれども、その改正の内容や方向というのは、やはり閣議決定の方向で改定していく、縮小や廃止の方向で進んでいく、そういう方向でなければならぬと私は思ひます。少なくとも、今回の改正は

その二十九年の閣議決定の方向には沿つたものではないということをお聞きしたい。

二点目に、もう一つきようただしておきたい問題ですけれども、昭和六十年の改正以降、どのような宝くじ拡大の方向がとられてきたかを調べてみました。

昭和六十年の改正では、宝くじ収益金の使途について、これまで公共事業に限定されてきたものが「公共事業等」に改められて、別の事業にも活用できるように拡大をされたんですね、「等」というのが入りまして。

それで、その結果をみますと、昭和六十三年度から、国際交流の推進に係る事業、博覧会、見本市、展覧会などの事業、これが加わります。平成二年度からは、衛星通信網の管理及び運営に係る事業、これが加わります。平成三年度からは、美術館、図書館、文化会館など芸術、文化活動の拠点施設の運営の充実等、これが加わります。それぞれ収益金が活用できるように次々と拡大をされていく、これは省令で決めることができるのですけれども、そういう方向に進んでまいりました。

驚くことに、私、省令で収益金の適用事業が拡大されるたびに、それにかかわる財団法人がつくられて、そこに自治省から天下つていくという事実を発見いたしました。

昭和六十三年の国際交流への拡大の際には、同年、財団法人自治体国際化協会というのが設置をされました、理事長に事務次官が、常務理事に政治資金課長が天下つておられます。平成二年の衛星通信事業への拡大、この際には、同年に財団法人自治体衛星通信機構が設立されました、ここにも事務次官が理事長として、消防審議官が常務理事として天下つております。それから、平成三年の芸術、文化振興、これへの拡大をした後は、平成六年に財団法人地域創造ができてまして、事務次官が理事長、そしてもう一名がそれぞれ天下つておられます。そして、毎年の宝くじの売り上げからその団体の運営経費が支出されているわけでご

ざいます。

まず、こういう事実を提案者は御存じだったかどうか。また、それをどう思うか。この点について、提案者にお聞きをいたします。

○木村参議院議員 お答えいたします。

今、春名委員御指摘のようなことは、私どもも承知をいたしております。

省令のつくり方でございますけれども、やはり宝くじの収益金が都道府県なり市町村なりが、例えば公営住宅に使うとかあるいは道路建設に使うとか自由に使えらるわけでございます。公共事業で使っていたわけでございますけれども、やはり、宝くじの収益にふさわしいものというものは、例えば国際交流であるとか、あるいは文化の振興であるとか情報化の進展に対応する措置であるとか、そういうことに使うのがいいんじゃないかと都道府県や市町村の方々がおっしゃる。そして、時代の要請とともに国際化をやりたい。国際化をやりたいけれども、財源がないから、ひとつ宝くじの収益金を使おうではないかという話が起つてきて、そして省令が改正されていくわけでございます。

そういう時代の要請があると、やはりそれに見合った国際化の協力ができて、そして今三千人か四千人でしょうか、外国から青年を招致して英語を教える仕事をしていただいている。そういうことがありましてきていくものですから、省令ができるたびに財団ができるというよりは、そういう時代の要請に対応して省令が整備され、あるいはそれに先立つて機構ができていたものに歳入、宝くじ収益金が充てられるというようなことがあったり、あるいは省令ができてから数年後にそういう財団ができたりしている、こういうのが実情ではないかと考えております。

○春名委員 これでは自治省が率先して閣議決定の方向から離れて、天下り先の確保と結んで宝くじ事業の拡大の先頭に立ってきたというようになっております、これでは国民は到底納得できるものではないということを指摘をせざるを得ませ

ん。

それから最後に、もう時間も終わりましたので、一等賞金をふやすということが夢を広げるんだということを言われますが、そうなりますと必然的に宝くじがふえてくるんです。やるのであれば、夢を得る人をもつとふやす改正、その方が必要なんです。

毎日新聞十月八日付の読者欄、ぜひ見ていただきたい。「私は、毎回せつと宝くじを買っているわけではありませんが、三億円一本より、百万円三百本、いや、十億円三千本の方がいいのです。」

そうだったら、高くなった当選確率にかけて、きつと毎回買うと思います。こういうふうに出ておられますよ。「こんな時代だからこそ、たくさんの方が夢を見て、夢を買って、その夢が現実となって与えられたら、それが億ではなくても、心はとても豊かになると思います。当たる確率が低くなれば、最初はともかく、結果としてますます宝くじ離れを起すだけになりかねません。しかも、今売り上げが減ってきている根本原因は不況そのものにあることは明らかであります。この打開策なしにはこれを打開することはできないわけです。」

地方分権ということも言われている。地方自治と地方財政の充実強化が今求められているときです。だから、閣議決定にも沿って、廃止の方向にこそ踏み出すべきだと私は思います。当面存続ということとを前提としても、宝くじ愛好家の望む方向に沿った改正こそ必要でして、今回の改正はその方向にも残念ながら沿っていないということを指摘いたしまして、私の質問を終わります。

○坂井委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○坂井委員長 これより討論に入るのであります。理事等協会の協議により、討論は御遠慮願うことになりましたので、御了承願います。これより採決に入ります。

参議院提出、当せん金付証券法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂井委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○坂井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○坂井委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時三十九分散会

当せん金付証券法の一部を改正する法律案

当せん金付証券法の一部を改正する法律

当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 この法律において「加算型当せん金付証券」とは、当せん金付証券のうち、購入に当たつて、くじ引の対象となる数字の中から一定数の数字を選択し、当該選択した数字とくじ引により選択された数字との合致の割合に応じて当せん金品を支払い、又は交付するものであつて、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める額の合計額を次の同種の当せん金付証券を発売する場合におけるその当せん金品の金額又は価格の総額に加算金として算入するものをいう。

一 いずれかの合致の割合に該当する当せん金付証券がない場合 当該合致の割合に係る配分額(当該当せん金品の金額又は価格の総額を合致の割合)に配分したものをいう。次号において同じ。

二 それぞれの合致の割合に係る配分額を当該合致の割合に該当する各当せん金付証券にあら分した金額又は価格が第五条第二項に規定する一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格を超える場合 当該超える部分の金額又は価格の総額

第五条第一項中「相当する額」の下に「(加算型当せん金付証券にあつては、その額に加算金(第二条第二項の加算金をいう。以下同じ)の額を加えた額)」を加え、同条第二項中「十万倍」を「二十万倍」に、「二十万倍」を「百万倍(自治大臣の指定する当せん金付証券が加算型当せん金付証券である場合で加算金のあるときにあつては、二百万倍)」に改める。

第六条第一項中「売さばき」を「売りさばき」に、「日本銀行を除く。以下同じ。」を「その他政令で定める金融機関(以下「銀行等」という。))」に改め、同条第四項を同条第八項とし、同条第三項中「こえない」を「超えない」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の三項を加える。

5 第一項の規定に基づいて委託を受けた銀行等(以下「受託銀行等」という。))は、その委託に係る都道府県知事又は特定市の市長の承認を得て、他の者に当該委託を受けた当せん金付証券の発売等の事務の一部を再委託することができ

6 前項の規定により受託銀行等が郵政大臣に再委託する場合にあつては、その再委託に係る事務は、当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関するものに限り、

7 都道府県知事又は特定市の市長は、第五項の承認をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、あらかじめ公表しなければならない。

第六条第二項中「前項」を「第一項」に、「先だち」を「先立ち」に、「銀行」を「銀行等」に、「且つ」を

「かつ」、「左の」を「次の」に改め、「旨を」の下に「当該当せん金付証券の発売期間の初日の三月前までに」を加え、同項第一号中「売さばき」を「売りさばき」に改め、同項第二号中「外」を「ほか」に、「但し」を「ただし」に、「まかなわれる」を「賄われる」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 銀行等は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定により委託を受けた事務を行うことができる。

第七条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「当せん金付証券の発売等の事務の委託を受けた銀行（以下受託銀行という）」を「受託銀行等」とし、「商号」を「名称」に改め、同項第七号中「受託銀行」を「受託銀行等」に改める。

第九条中「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「受託銀行」を「受託銀行等」に、「商号」を「名称」に改め、同条第五号中「くじびき」を「くじ引」に、「標示」を「表示」に改め、同条第八号中「受託銀行」を「受託銀行等」に改める。

第十一条第一項中「受託銀行」を「受託銀行等」に、「が確認し得られる」を「確認すること」ができるに改め、同条第二項中「受託銀行」を「受託銀行等」に改める。

第十一条の二第一項中「受託銀行」を「受託銀行等」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に、「受託銀行」を「受託銀行等」に改める。

第十四条「見出しを含む」中「受託銀行」を「受託銀行等」に改める。

第十五条の見出し中「受託銀行」を「受託銀行等」に改め、同条中「受託銀行」を「受託銀行等」に改め、「売得金」の下に「(加算型当せん金付証券にあつては、売得金に加算金を加えたもの。次条第一項において同じ。)」を加える。

第十六条の見出し中「(受託銀行等の納付金等)」に改め、同条第一項中「受託銀行」を「受託銀行等」に、「第六条第二項第一号」を「第六条第三項第一号」に改め、「合計額」の下に「(加算型当せん金付証券にあつては、その額に次回の加算型当せん金

付証券を発売する場合における加算金とされるもの(次項及び第三項において「加算予定金」という。))の金額を加えた額」を加え、「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項中「受託銀行」を「受託銀行等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項各号列記以外の部分中「受託銀行」を「受託銀行等」に、「因り」を「より」に、「こえない」を「超えない」に、「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「交付すべき」を「支払うべき」に改め、同項第三号中「因り」を「より」に、「第六条第一項第一号」を「第六条第三項第一号」に改め、同項第四号中「まかなわれる」を「賄われる」に、「第六条第二項第二号」を「第六条第三項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 受託銀行等は、都道府県又は特定市が発売した加算型当せん金付証券に係る加算予定金を管理する場合において、当該都道府県又は当該特定市が次回の加算型当せん金付証券を発売するときは、その発売期間の末日までに、その受託銀行等に当該加算予定金を引き渡さなければならない。

3 受託銀行等は、都道府県又は特定市が発売した加算型当せん金付証券に係る加算予定金を管理する場合において、当該加算型当せん金付証券の発売期間満了後一年以内に次回の加算型当せん金付証券が発売されないときは、当該加算予定金を、当該発売期間満了後一年を経過した日から一月を超えない範囲で当該都道府県知事又は当該特定市の市長の指定する期間内に、当該都道府県又は当該特定市に納付しなければならない。

第十七条第一項中「受託銀行」を「受託銀行等」に、「要求せられる」を「要求される」に、「但し」を「この場合において」に改め、同条第二項中「必要」とあると認めるときは「少なくとも年三回」に、「受託銀行」を「受託銀行等」に改め、「営業所」の下に「又は事務所」を加え、同条に次の五項を加える。

4 都道府県知事又は特定市の市長は、特に必要があると認めるときは、その委託した業務に關し、第二項の検査のほか、職員以外の者で監査に關する業務に精通しているものに委託して帳簿その他の関係書類を検査させることができる。この場合において、検査の委託を受けた者は、受託銀行等に対し、帳簿その他の関係書類の提出を求めることができる。

5 前項の規定に基づいて検査を行った者は、検査の実施に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 第四項の規定に基づいて検査を行う者は、検査の事務に關しては、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

7 都道府県知事又は特定市の市長は、第二項及び第四項の検査の結果を自治大臣に報告しなければならない。

8 自治大臣は、前項の報告を受けた場合において、当せん金付証券の発売等の事務の適正な執行を確保するために特に必要があると認めるときは、同項の都道府県知事又は特定市の市長に對し、必要な措置を講ずることを求めることができる。

第十八条中「左の」を「次の」に、「一」を「一」に、「十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第六条第四項」を「第六条第八項」に改め、同項第三号中「貸付」を「貸付け」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第五項の規定に違反して検査の実施に關して知り得た秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十九条中「受託銀行」を「受託銀行等」に、「前条を」を「前条第一項に」、「外」を「ほか」に、「十万円以下」を「同項」に改める。

附則
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

(当せん金付証券の発売等に関する経過措置)
第二条 この法律による改正後の当せん金付証券法第六条第三項の規定は、平成十一年七月一日以後の日を発売期間の初日とする当せん金付証券について適用し、同年六月三十日以前の日を発売期間の初日とする当せん金付証券については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の当せん金付証券法第六条第五項の規定は、この法律の施行の日以後の受託に係る受託銀行等の再委託契約について適用し、同日前の受託に係る受託銀行等の再委託契約については、なお従前の例による。

第三条 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「払渡し等に関する業務」の下に、「郵政省が当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四十四号)第六条第五項に規定する受託銀行等から再委託された当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に關する業務」を加える。

(国営企業労働関係法の一部改正)
第四条 国営企業労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中並びに郵便貯金を、郵便貯金に改め、「払渡し等に関する業務」の下に「並びに当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四十四号)第六条第五項に規定する受託銀行等から再委託された当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関する業務」を加える。

(郵政事業特別会計法の一部改正)
第五条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「払渡し等に関する事務」の下に、「当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四十四号)第六条第五項に規定する受託銀行等から再委託された当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関する事務」を加

える。

(簡易郵便局法の一部改正)

第六条 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)の一部を次のように改正する。

第六条中「払渡し等に関する郵政窓口事務」の下に、「当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第六條第五項に規定する受託銀行等から再委託された当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関する郵政窓口事務」を加える。

第十条第一項中「及び郵便貯金」を、「郵便貯金」に改め、「受託に関する法律」の下に「及び当せん金付証券法」を加える。

(郵政省設置法の一部改正)

第七条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次の一号を加える。

九 当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第六條第五項に規定する受託銀行等から再委託された当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関する業務

第四条第三十二号中「並びに本邦通貨と」を、「本邦通貨と」に改め、「買取りに関する事務」の下に「並びに当せん金付証券法第六條第五項に規定する受託銀行等から再委託された当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関する事務」を加える。

理由

当せん金付証券に係る委託業務に関し競争の確保及び透明性の向上を図るため、受託金融機関の範囲の拡大及び地方公共団体が行う検査機能の拡充等を図るとともに、当せん金付証券を取り巻く厳しい環境を踏まえ、当せん金付証券の発売方策の改善を行うほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十年十月二十日印刷

平成十年十月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局